

○大府市が行う契約等からの暴力団排除に関する措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う契約等から暴力団を排除する措置について必要な事項を定め、契約等の適正な履行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約等 市が発注する建設工事、工事関係委託、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約、公有財産の売り払い契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づく公の施設の管理の指定をいう。
- (2) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (4) 有資格業者 市における指名競争入札参加資格を有する業者をいう。
- (5) 指名停止 市が行う契約等の相手方とすることが不相当として、期間を定め指名の対象から除外する措置をいう。
- (6) 排除措置 有資格業者に対する指名停止又は競争入札若しくは随意契約において契約の相手方としない措置、公の施設の管理の指定において指定しない措置等をいう。
- (7) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (8) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (9) 暴力団関係者 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。

(排除措置)

第3条 大府市指名資格審査委員会（以下「指名審」という。）は、愛知県東海警察署との情報交換等により、別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる法人等に対し、同表右欄に掲げる期間の排除措置を採るものとする。ただし、随意契約の相手方である法人等については、やむを得ない理由があり、かつ、指名審において承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により排除措置を受けた法人等が排除措置の期間中又は排除措置の期間の満了後1年を経過するまでの間に、再び別表左欄に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合は、指名審は、再び措置要件に該当することとなった日から従前の措置要件に係る排除措置の期間又は新たに該当した措置要件に係る排除措置の期間のいずれか長い期間に2分の1を加算した期間の排除措置を採るものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により法人等に対し排除措置を採った場合は、当該法人等の名称並びに排除措置の事由及び期間を公表するものとする。

(指名の取消)

第4条 市長は、第3条の規定による排除措置を決定した有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

(排除措置の解除)

第5条 市長は、第3条の規定に基づき排除措置を受けた法人等のうち、別表に定める期間を延長したものについて、当該措置要件が改善されたと認められる場合は、指名審において審議の上、排除措置を解除するものとする。

(排除措置等の通知)

第6条 市長は、排除措置の決定若しくは解除又は指名の取消の措置を採ったときは、必要に応じて措置の内容を法人等へ通知するものとする。

(愛知県東海警察署との連携)

第7条 市長は、第1条の目的を達成するため、愛知県東海警察署との「大府市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、密接な連携を図るものとする。

2 市長は、契約等の相手方となる法人等に関し、国、県、市町村又は他の関係機関から別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する情報の提供があったときは、愛知県東海警察署に情報の確認を求めるものとする。

(契約等に係る妨害又は不当要求の際の措置)

第8条 市長は、契約等の相手方となる法人等から、当該契約等の履行に関し、妨害(不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらず、これを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた旨の報告があった場合は、警察へ被害届を出すよう指導するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(共同企業体に対する排除措置)

第9条 前条までの規定は、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する法人等を構成員とする共同企業体について準用するものとする。ただし、当該契約等について明らかに責を負わないと認められる構成員は、除くものとする。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行し、同年2月17日から適用する。

別表（第3条、第5条、第7条、第9条関係）

措 置 要 件	期 間
1 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がいる法人等	当該認定をした日から12月 ただし、当該排除措置の期間内に左記の措置要件が改善されない場合は、改善されたと認められる日まで（以下、措置要件6まで同じ。）
2 暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している法人等	当該認定をした日から12月以内
3 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等	当該認定をした日から6月以上 12月以内
4 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等	当該認定をした日から6月以上 12月以内
5 役員等又は使用人が、暴力団員又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等	当該認定をした日から6月以上 12月以内
6 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等（有資格業者であるか否かを問わない。）であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等	当該認定をした日から6月以上 12月以内
7 暴力団又は暴力団員等から、契約等の履行に関し、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市又は警察への報告を怠った法人等	当該認定をした日から2週間以上 4月以内